

北九州市スポーツ振興計画[改訂版]

元気発進！きたきゅうしゅうスポーツプラン



©ていたん, 北九州市

©ブラックていたん, 北九州市

しょう! みよう! 支えよう!
いつまでも スポーツと共に あるまちへ

平成28年9月
北九州市

北九州市スポーツ振興計画[改訂版]

元気発進!きたきゅうしゅうスポーツプラン

しょう! みよう! 支えよう!
いつまでも スポーツと共に あるまちへ

目次 Contents

第1章

スポーツ振興計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの趣旨 1
2. スポーツの意義と文化的価値 2
3. スポーツと人との多様なかかわりの重視 3
4. 計画の位置づけと期間 4

第2章

スポーツを取り巻く現状と課題

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への協力・参画 6
2. 市民のスポーツ活動 6
3. 学校体育と子どもの体力 7
4. 地域のスポーツクラブ 10
5. 高齢者及び障害のある人のスポーツ 10
6. スポーツ指導者とスポーツ推進委員 12
7. スポーツとまちづくり 13
8. スポーツ環境と施設 15

第3章

基本理念と目指す姿(目標)

1. 基本理念 20
2. 目指す姿(目標) 20
3. 計画の体系図 22

第4章

目標達成のための具体的取り組み

- 政策Ⅰ. 生涯・競技スポーツの普及・振興 24
- 政策Ⅱ. 学校体育等の連携・充実 32
- 政策Ⅲ. スポーツによるまちの活性化 35
- 政策Ⅳ. 指導者の養成と有効活用 40
- 政策Ⅴ. スポーツ施設・情報基盤の整備 43

第1章

スポーツ振興計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

北九州市では、平成23年9月に「北九州市スポーツ振興計画～元気発進!きたきゅうしゅうスポーツプラン～」を策定しました。計画では、スポーツを「する」「みる」「創る・支える」の3つの目指すべき姿を指標として、関係機関団体等の関係者と連携・協力を図りながら、様々なスポーツ施策を実施してきました。

その間、国においては、平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。さらに、ラグビーワールドカップ2019日本大会と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、新たに「スポーツ庁」も新設されるなど、国民のスポーツに対する関心も大きく高まっています。

一方、本市では、市制50周年記念事業として始まった「北九州マラソン」や大規模国際大会の誘致などのシビックプライド^{※1}の醸成やまちのにぎわいづくりに資する施策の推進、また施設の老朽化に伴う公共施設マネジメント^{※2}など、スポーツを取り巻く環境が変化しています。加えて、超高齢・少子化の一層の進展により、健康づくりや介護予防等への意識の高まりなど、市民のスポーツに対するニーズも多様化しています。

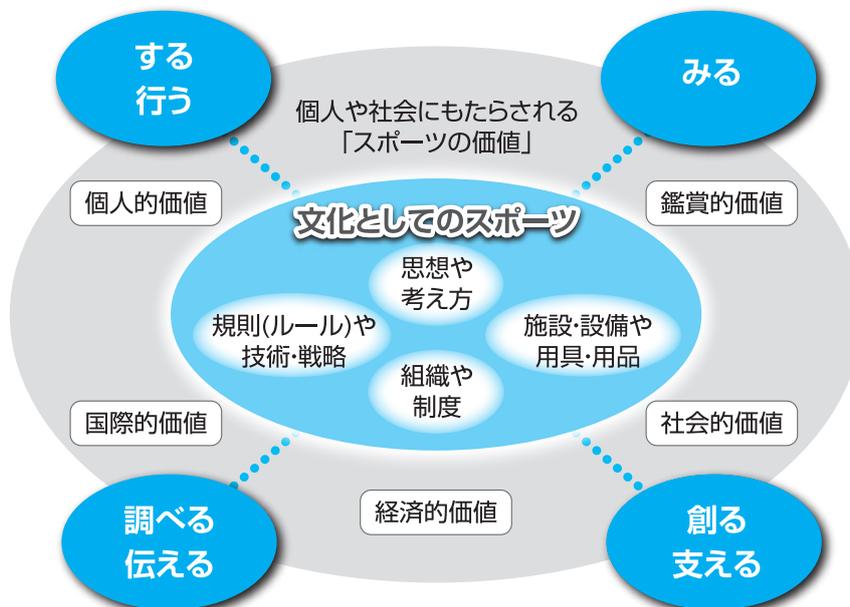
この計画は、平成23年度から平成32年度までの10年計画であり、基本理念に基づき設定した目標を達成するため、引き続き各施策を推進していくことを基本としていますが、これらの社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化、北九州市民スポーツニーズ調査（平成27年度実施）の結果等を踏まえ、後期5年の基本施策や取組事業などの見直しを行ったものです。

本計画を着実に推進していくことで、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じた元気なまちづくりを継続性をもって取り組んでいきたいと考えています。

※1 シビックプライド：市民がまちに対して抱く愛着、誇り、自負心のこと。

※2 公共施設マネジメント：保有するすべての公共施設を対象に、総量抑制（保有量の縮減）、維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用などの取り組み。少なくとも今後40年間で保有量を約20%削減することを目指す。

2 スポーツの意義と文化的価値



スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、言葉や生活習慣の違いを超え、私たち人間が共同して発展させてきた人類共通の「文化」です。

そのため、私たち人間は、スポーツを実際に「する・行う」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦などスポーツを「みる」ことや、指導者やボランティアなどの活動を通してスポーツを「創る・支える」こと、さらには、スポーツの心身への効果やスポーツの歴史などを「調べる・伝える」といった、スポーツとの多様なかかわり方を楽しむことができるとともに、「スポーツをめぐる思想・考え方や科学」「スポーツの普及・振興を目指す組織や制度」「スポーツのルール・マナーや技術・戦略」「スポーツを実践する施設や用具等」などを学ぶこともできます。

スポーツのこうした楽しみ方や学び方は、私たちの生活や暮らしを豊かにしてくれるだけでなく、活力ある元気な社会づくりにも寄与してくれることが期待されています。

以上のようなことを広く捉えていくと、私たち人間とスポーツとの多様なかかわり方には、次のような「文化的価値」を認めることができます。

- (1) スポーツは身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感や達成感、ストレス解消など精神的充足感のほか、体力の向上や生活習慣病の予防、青少年の健全育成など、心身の健全な発達をもたらします **【個人的価値】**
- (2) スポーツを通じた家族や地域との人間的な交流は、地域への誇りと愛着、連帯感等を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域コミュニティの再生・活性化につながります **【社会的価値】**
- (3) 極限に挑戦するアスリートのひたむきな姿や、競技レベルの高いプロスポーツの試合などは、“みる”人に夢や感動、勇気を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高めます **【鑑賞的価値】**
- (4) スポーツ振興による関連産業の広がりや、新たな需要と雇用を創出するとともに、スポーツによる市民の心身の健康保持・増進、医療費削減等の効果をもたらします **【経済的価値】**
- (5) スポーツによる国際交流は、言葉の壁や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことにより、世界の人々との相互理解を促進し、国際的な友好と親善に寄与します **【国際的価値】**

3 スポーツと人との多様なかかわりの重視

スポーツを「する・行う」「みる」、そして「創る・支える」といったスポーツとの多様なかかわり(方)を楽しむことが、私たち一人ひとりの生涯にわたる生活の中にバランスよく形成・定着していくことにより、スポーツの文化的価値を存分に享受している生活を送ることができます。

このような生活が、21世紀の生涯スポーツ社会が目指すところの「豊かなスポーツライフ」であり、すべての人がそれぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることが出来る一億総活躍社会の実現と言えるでしょう。

そのためには、すべての人が自主性・自発性の下に、それぞれの体力や年齢、適性及びライフスタイル等に応じて、日常的にスポーツをしたり、みたり、支えたりする活動に参画・協働することのできる機会が確保されなければなりません。

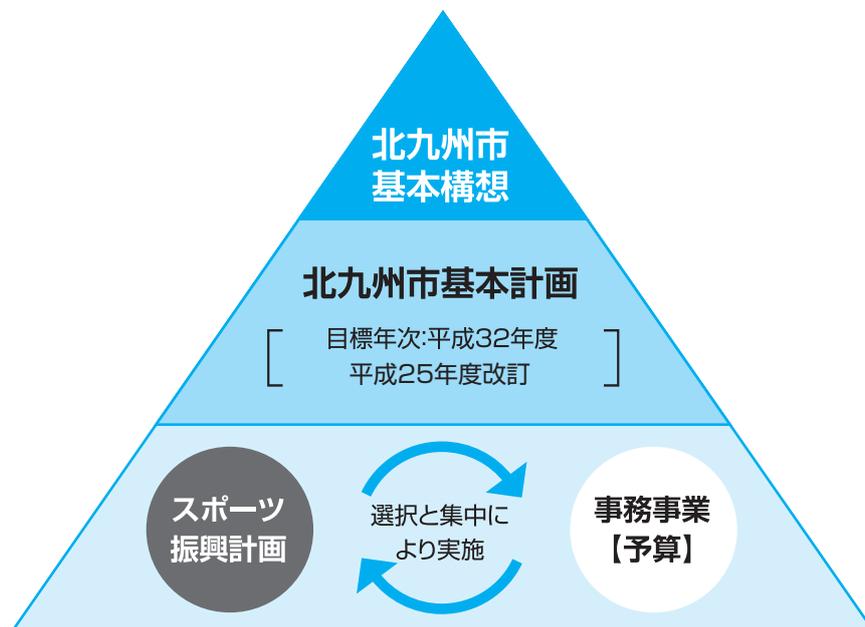
また、こうした機会の確保は、たとえば、スポーツ施設や学校体育施設等の

公の施設をすべての人が平等に利用できるよう、地域の財産として育てていくことや、スポーツ活動それ自体をスポーツとかかわる人自らが企画・運営したり（創る）、ボランティアとして支えたりすることなど、行政や市民、競技団体、スポーツクラブなどがそれぞれの立場・役割に応じた「責務（義務）」を担っていくことで実現するものです。

これらの観点から、本計画では、スポーツを「する・行う人」だけでなく、「みる人」、「創る・支える人」に着目し、ソフト（プログラム・指導者等）、ハード（施設等）の両面から、市民の誰もがスポーツ活動に参画・協働することのできる機会づくりを促進し、豊かなスポーツライフの形成・定着に努めていきます。

4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ



本計画は、平成20年12月に策定された「元気発進!北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）の部門別計画として位置づけられる、本市のスポーツ振興に関する基本計画です。

また、国（文部科学省）が平成22年8月に策定した「スポーツ立国戦略」や、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び、「スポーツ基本計画」（平成24年3月策定）に基づく、スポーツ振興に関する計画です。

（2）計画期間及び進捗管理

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

本計画に基づく施策や事業の推進にあたっては、様々な財源の確保や進捗状況の評価と見直しに努め、選択と集中による効率的・効果的な実施に取り組みます。進捗状況の評価等については、北九州市スポーツ推進審議会^{*3}において、毎年度、確認・点検を行っていきます。

（3）スポーツ基本法との整合性

平成23年6月24日には、国（文部科学省）において、昭和36年に制定したスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

スポーツ基本法は、スポーツに関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

また、同法の施行及び平成24年に策定された国の「スポーツ基本計画」に基づき、本計画における取り組みとの整合性を図ります。

※本計画におけるスポーツとは、「レクリエーション活動・遊びを含め、自らの意志で楽しむ身体的活動全般」と捉えています。

※3 北九州市スポーツ推進審議会：スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置される市の付属機関。スポーツに関する学識経験者や関係行政機関の職員等から成り、本市スポーツ行政に関する審査、諮問又は調査等を行う。

第2章

スポーツを取り巻く現状と課題

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への協力・参画

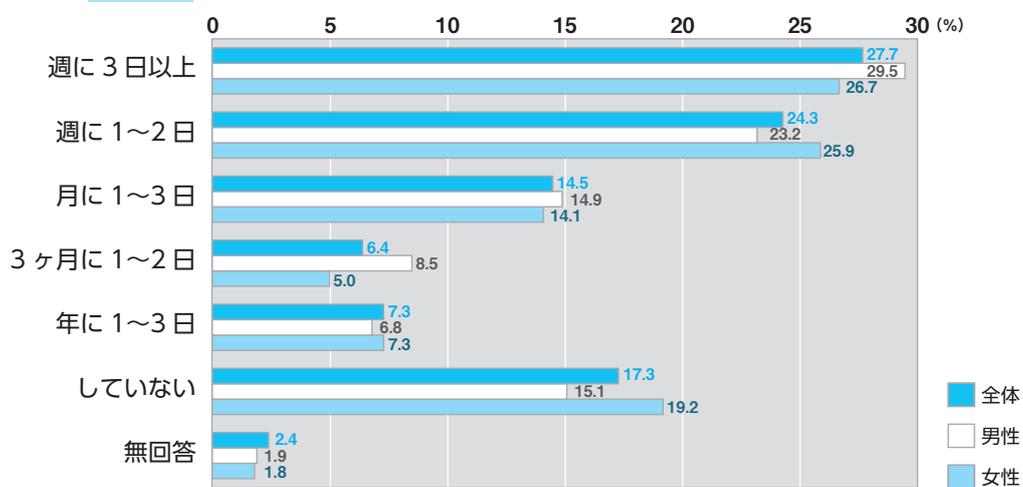
「ラグビーワールドカップ2019日本大会」と「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定し、国民のスポーツに対する関心は大きく高まっています。

こうした大規模国際大会の開催を契機に、地方都市として、選手の指導・育成や参加国の事前キャンプ地、文化プログラム、聖火リレー等、大会に協力・参画することで、スポーツを通じた一大ムーブメントを起こし、本市のスポーツの振興はもとより、まちのにぎわい・活性化に繋げていくことが重要となっています。

2 市民のスポーツ活動

「北九州市民スポーツニーズ調査」(平成27年度。以下「スポーツニーズ調査」)では、週1回以上定期的にスポーツ・運動を実施している市民(成人)の割合は52.0%と、前回調査時(平成20年度:52.5%)とほぼ横ばいとなりましたが、全国平均(平成27年度)の40.4%や福岡県平均(平成23年度)の36.3%を上回っています。

図-1 1年間に行ったスポーツ・運動の頻度



【出所】平成27年度北九州市民スポーツニーズ調査

実施種目では、「ウォーキング(散歩を含む)」(61.5%)や「体操(ラジオ体操・縄跳びなど)」(39.7%)のように、気軽にできる健康づくりに主眼を置いたスポーツの割合が高く、ジョギング・ランニング(11.1%)は前回調査結果(7.3%)より大きく伸びています。

また、スポーツ・運動を行った理由として、多くの人々が「健康・体力づくりのため」(59.8%)、「運動不足を感じるため」(44.7%)、「楽しみや気晴らしのため」(44.4%)としています。

一方、1年間にスポーツ・運動をまったくしていない人は17.3%、年に1日～3日の人は7.3%、3ヶ月に1日～2日の人は6.4%と、3分の1ほどの人たちが、日ごろからスポーツ・運動をしていない状況がうかがえます。スポーツや運動をしなかった理由としては、「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」(46.0%)、「きっかけがない」(32.2%)が高い結果として挙げられます。

時間の確保や、きっかけ・機会がないとスポーツ・運動参加にはつながらないため、今後は、きっかけづくりからのアプローチをどのようにするのが、一つの課題といえます。

3 学校体育と子どもの体力

(1) 学校体育のあり方

学校体育や健康に関する指導は、体育の授業はもちろん、各教科や特別活動、部活動等学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達の段階や特質に応じて適切に行わなければなりません。それによって、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に必要なスポーツ・運動の基礎を培っていくことにつながります。

(2) 子どもの体力・運動能力

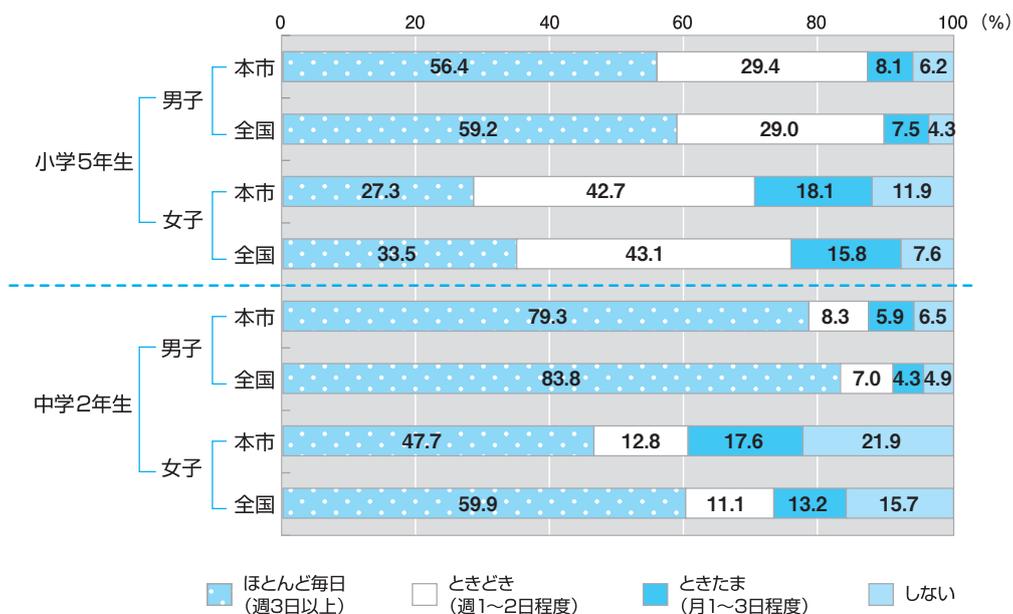
体力は、活動の源であり、健康維持のほか、意欲や気力の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素です。

全国的な子どもの体力は、昭和60年ごろから15年以上にわたり低下傾向にありました。平成13年ごろからは、横ばいかやや回復傾向にありますが、昭和60年ごろのピーク時には及びません。

本市の子どもの体力・運動能力は、多くの項目で全国平均を下回っている状況であり、平成27年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(資料編59ページ)の結果では、小学校5年生は、8種目のうち男子の1種目で全国平均を上回りましたが、その他の種目については、全国平均を下回っています。中学校2年生は、9種目のうち男子の4種目、女子の1種目で全国平均と同等以上でしたが、その他の種目については全国平均を下回っています。

本市の子どもの特徴として、定期的に運動する子どもと、しない子どもの二極化傾向があることや、子どもの運動実施頻度が全国と比較して低いことなどが指摘されています。

図-2 子どもの運動実施頻度

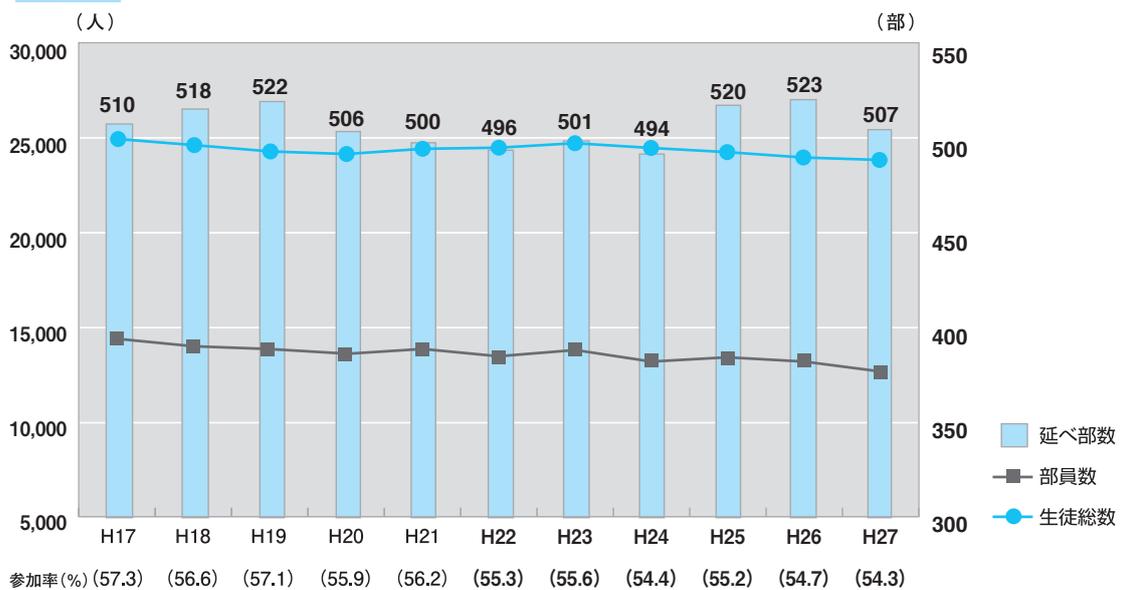


【出所】平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)

(3) 運動部活動

部活動は、生徒が自分の個性や能力を伸ばし、体力・技術の向上や集中力・忍耐力等の養成、集団における人間関係づくりなどに大きな役割を果たすとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ機会を創出する効果をもっています。

図-3 市内中学校の運動部数と部員数の推移



【出所】北九州市教育委員会調べ

本市における運動部の活躍は目覚しく、全国大会等でも優秀な成績を収めています。

しかしながら、最近では、少子化による生徒数の減少や学校の小規模化といった環境の変化に加え、専門的な指導力を有する顧問の不足などの課題があります。

平成27年度の本市の生徒総数における運動部への参加率は54.3%と、ここ数年大きな変化はなく推移しており、運動部の参加数は1万2,956人となっています。

4 地域のスポーツクラブ

市内には、少年野球やバスケットボール、バレーボール等のスポーツ少年団、あるいは総合型地域スポーツクラブ^{*4}（以下、「総合型クラブ」）や、社会人のクラブチーム、スポーツ系NPO法人などが活動しています。中でも、世代や種目にかかわらず、誰もが気軽に参加でき、地域住民が出し合う会費や寄附により、自主的に運営される総合型クラブは、地域のスポーツ振興の役割を担っています。

現在、本市には9つの総合型クラブが設立され、様々なスポーツ活動を行っているほか、クラブ相互間の交流や研修会などを行うため、「北九州市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を組織し、クラブの質の向上や情報交換等を図っています。

今後、総合型クラブを新たに設立する地域住民や団体への設立支援をはじめ、安定運営のための多様な財源の確保や、クラブハウス等の活動拠点の充実、クラブを円滑に運営できる人材（クラブマネジャー）・指導者等の育成などが求められています。

また、総合型クラブ等はスポーツ活動を通じ、地域住民の交流を深め、家族のふれあいや青少年の健全育成につながることや、さらに、スポーツ活動を通して、指導者やボランティア等の育成、学校部活動との連携や高齢者の健康づくりなど地域の課題解決までも視野に入れた、地域コミュニティの拠点として充実・発展していくことも期待されています。

5 高齢者及び障害のある人のスポーツ

(1) 高齢者のスポーツ

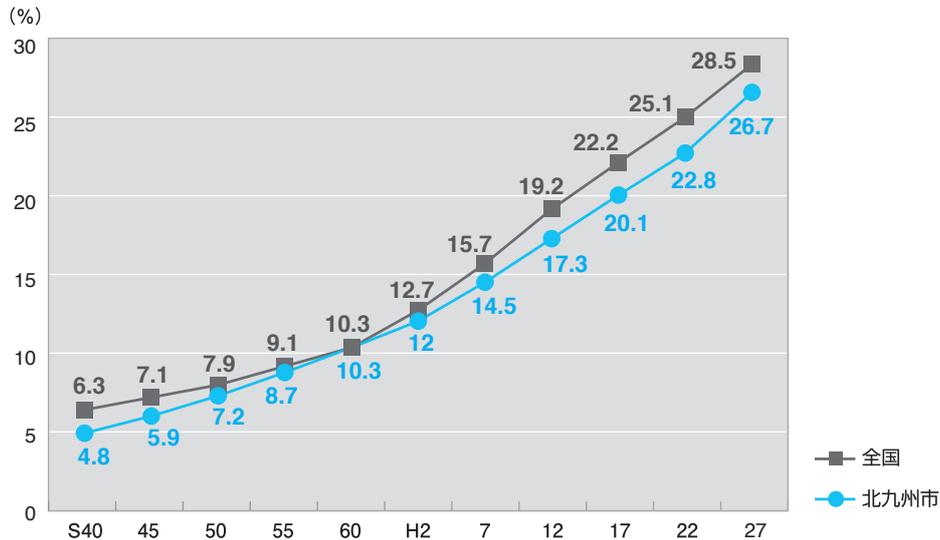
高齢者や障害のある人のスポーツは、健康づくりや介護予防、生きがいづくりという面で大きな役割を持っています。

本市の高齢化率は、昭和60年を境に全国平均を上回る水準で推移し、平成

※4 総合型地域スポーツクラブ：平成27年11月現在、市内にはスポネット東郷（門司区）、NPO法人北九州陸上クラブR i C、NPO法人TOTOS北九州（以上、小倉北区）、天神の丘スポーツクラブ、きくがおか健康スポーツクラブ（以上、小倉南区）、若松サンシャインスポーツクラブ（若松区）、NPO法人北九州スポーツクラブACE（八幡東区）、NPO法人香月・千代スポーツクラブ（八幡西区）、NPO法人戸畑コムスポ（戸畑区）が設立。

27年9月末現在の高齢化率は28.5%と、市民の約3.54人に1人が65歳以上という状況です。

図-4 高齢化率の比較



【出所】平成22年までは総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、平成27年は、北九州市が住民基本台帳(平成27年9月30日現在)
 全国が総務省統計局「人口推計」平成27年10月1日現在(概算値)

一方、スポーツニーズ調査では、本市の高齢者のスポーツ・運動参加頻度は、非常に活発な状況がうかがえ、週1回以上定期的にスポーツ・運動を実施している人の割合は、60歳代で62.1%、70歳代で66.5%となっています。その要因としては、中高年齢者を中心に、ウォーキング・健康教室への参加を促す健康マイレージ事業や、ニュースポーツ^{※5}体験教室などを行っているほか、小学校校区に整備されている市民センターにおいても、生涯学習市民講座やクラブ活動として、ヨガやウォーキング、太極拳等の健康づくりなどの地域住民の自主的な活動が盛んな状況があります。

また、平成25年3月に策定した「北九州市健康づくり推進プラン」においても、高齢者の介護予防・健康づくりを重点目標の一つとし、高齢者の介護予防の推進に取り組む中で、加齢に伴う運動器^{※6}の衰えや障害の状態を総称する「ロコモティブシンドローム^{※7}」に関する知識を広く市民に普及し、適度な運動やバランスの取れた食事の必要性について市民の理解を深めることにより、ロコモティブシンドロームの予防についても普及・啓発に努めています。

※5 ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツ。グラウンド・ゴルフなど、その数は100種目以上あるといわれている。

※6 運動器：身体運動に関わる骨、関節、筋肉、神経などの総称。

※7 ロコモティブシンドローム：運動器の障害により、要介護状態や要介護リスクが高い状態となること。(運動器症候群)

今後も引き続き、高齢者の健康づくりや介護予防等に資する施策の展開が求められます。

(2) 障害のある人のスポーツ

障害者スポーツについては、個人レベルの楽しみから、競技性の高い競技会等への参加、特別支援学校等の教育現場における活動など幅広く行われ、同好者によるクラブ活動も盛んに行われています。

また、ハード面だけではなく運営や対応のソフト面において障害者への必要な配慮がされた障害者スポーツの拠点として、「北九州市障害者スポーツセンター（アレアス）」を設置し、年間約18.6万人が利用しています。

一方、他のスポーツ施設では、高齢者や障害のある人のニーズ、利用頻度等を踏まえ、施設の段差解消（スロープ設置）や多目的トイレの整備などのユニバーサルデザイン^{※8}化を進めていますが、平成28年4月施行の障害者差別解消法を契機に、さらに障害者が身近な地域のスポーツ施設等で気軽に利用できる環境づくりに取り組む必要があります。

加えて本市では、障害者スポーツの普及・振興を図るため、各種競技会の開催や主催団体への助成、障害者スポーツクラブへの助成、障害者スポーツ指導員の育成などの支援を行っています。

※8 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設等の設計（デザイン）。

6 スポーツ指導者とスポーツ推進委員

本市には、(公財)北九州市体育協会*⁹(以下、「市体育協会」)加盟の各競技団体や、NPO法人北九州市レクリエーション協会*¹⁰(以下、「市レク協会」)、スポーツ少年団、総合型クラブ、障害者スポーツに所属・関係するスポーツ指導者が約2,100人います。

また、市では、地域で活躍するスポーツ指導者の育成や資質向上を目的に、「(公財)日本体育協会公認生涯スポーツリーダー養成講座」や「レクリエーション・インストラクター養成講座」などを行っています。ほかにも、各種目別競技団体が専門的な知識や技能習得のために行う「指導者講習会」や障害者スポーツ協会が初心者向けに行う「障害者スポーツ指導員(初級)養成講座」なども実施しています。

このような指導者育成事業が行われている一方、受講者の掘り起こし不足や、受講後に指導者が活動できる場などの仕組みづくりが課題としてあげられるほか、子どもの発育・発達段階を十分に理解した指導者養成に配慮する必要があります。

また、市内には、地域スポーツ振興の調整役として274名(定員)のスポーツ推進委員が委嘱され、主に地域のスポーツ・レクリエーションに関する行事の企画・立案、運営及び指導を行っているほか、市及び区単位でスポーツ推進委員協議会を組織し、ニュースポーツ振興のための研究、関係団体との連絡調整なども行っています。しかしながら、スポーツ推進委員の高齢化が進むなど、担い手の確保に苦慮している状況があります。

7 スポーツとまちづくり

本市では、かつて日本のトップレベルで活躍する運動部を抱えた多くの企業があり、野球や陸上競技などは、今もなお全国区の活躍をしています。

また、これまでソフトバンクホークス等のプロ野球公式戦のほか、Vプレミアリーグ(バレーボール)、実業団駅伝など、全国的なアマチュアスポーツ大

※9 (公財)北九州市体育協会：スポーツ振興を通じ、市民の体力向上を図り、健康で明るい市民生活を確立することを目的に、昭和38年2月の北九州市の発足と同時に設立。現在36競技団体が加盟している。

※10 NPO法人北九州市レクリエーション協会：レクリエーションの総合的な普及振興を通して、心身ともに健康で、生きがいのある人生が送れるよう、豊かな生活の形成と地域づくりに寄与することを目的に、昭和40年に設立。

会が誘致・開催されていますが、「スポーツニーズ調査」では、59.1%の人がスポーツ観戦の意向があるにもかかわらず、実際に観戦した人は28.0%と割合は低く、観戦の機会は十分とは言えません。

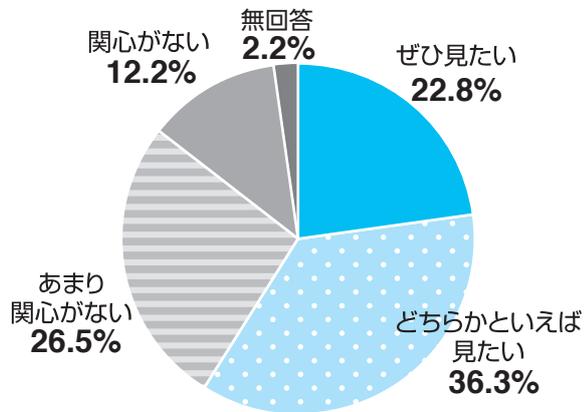
現在、サッカーJ2リーグに所属するギラヴァンツ北九州が本城陸上競技場を会場に、年間約20試合のホームゲームを戦っています。アビスパ福岡やV・ファーレン長崎など九州同士の対戦では、7,000人を超える観客が来場するなど、スポーツ観戦の機会が向上しているとともに、本市のイメージアップに貢献しています。

さらに、平成29年3月には、小倉都心部に1万5千人収容の「北九州スタジアム」のオープンが予定されるなど、トップレベルの競技大会やプロスポーツの誘致・開催は、まちのイメージアップや集客力向上、あるいはスポーツ観戦に観光を加えたスポーツツーリズムが促進され、さらなるまちのにぎわいづくりが期待できます。

また、平成26年7月には、ラグビーワールドカップ2019日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致や大規模国際大会等の誘致を推進するため、地元経済界やスポーツ団体、行政が一体となり、「北九州市大規模国際大会等誘致委員会」を立ち上げ、様々な誘致活動に市を挙げて取り組んでいます。

今後も引き続き、コンベンション部門等との連携を深めながら、市民のスポーツ観戦の意向に応えられるように、大規模国際大会等の誘致、観戦の機会の拡大を図る必要があります。

図-5 スポーツ観戦の意向



【出所】平成27年度北九州市民スポーツニーズ調査



©Giravanz

©GIRAVANTZ/T.SUTSU
ギラヴァンツ北九州

8 スポーツ環境と施設

(1) 身近なスポーツ施設

「スポーツニーズ調査」では、スポーツ・運動を行うためのきっかけとして、「費用が安い」(49.6%)「仲間がいる」(45.7%)に次いで、「身近にスポーツ施設がある」(41.3%)と回答するなど、気軽にスポーツや運動を楽しむことや、これまでスポーツや運動をしていない人のきっかけづくりのためにも身近にスポーツのできる場の充実が必要です。

現在、市内には体育館や運動場、プールなどの公共スポーツ施設が整備されており、ほかにも学校体育施設の開放や、公園におけるグラウンドなどを含めると、身近なスポーツ施設は概ね充足していると考えられます。

これまで、地域の拠点公園や学校施設などの整備の際には、多様性・汎用性のある身近なスポーツ施設環境の充実を図ってきました。また、近年では体育館の半面利用などソフト面での有効活用に努めています。

(2) 市民センターと学校体育施設

本市では、概ね1小学校区ごとに市民センターを整備しており、地域の自主的・主体的なまちづくり活動などの拠点として、地域の会議、子育てサークル、趣味の講座などに利用されています。

その活動の一つとして、卓球・バウンドテニス等のクラブ活動や、ヨガ・ウォーキング等の健康づくり講座なども行われており、スポーツ活動等の場としての役割を担っています。

また、地域スポーツの普及、および児童の安全な遊び場を確保するために、学校教育に支障のない範囲で、小学校及び中学校の体育施設を「学校施設開放事業」として市民に開放しています。平成27年度の小・中学校の開放状況は、スポーツ開放183校、遊び場開放128校となっており、管理運営は、スポーツ推進委員やPTA等で構成される運営協議会のもと、地域の多くの管理指導員の協力を得て行っています。

しかしながら、学校体育施設は、利用者が固定化しているなどの課題が見られます。

(3) 民間スポーツ施設

民間スポーツ施設は、フィットネスクラブやスイミングクラブなど専門性の高いサービスを提供する施設のほか、ボウリング場やバッティングセンター、ゴルフ場（練習場）など嗜好性の高い専用施設など、その種類は多岐にわたっています。

これら民間スポーツ施設は、「スポーツニーズ調査」においても約20%の人が利用しているほか、市民体育祭における競技会場として活用されるなど公共スポーツ施設と相互に補完し合っており、引き続き、市民のスポーツ活動等を促進していく上で活用・連携が必要不可欠です。

(4) 老朽化・点在化する公共スポーツ施設

本市の公共スポーツ施設は、旧五市時代から引き継がれてきたものを含め、早い時期から区ごとに整備してきたため、比較的小規模な施設が点在しており、市・区レベルの大会等が開催できる拠点となる中核施設（群）^{※11}が集積していないという課題があります。

屋外プールについては、顕著であり、利用者数は統計を取り始めた昭和58年の約76万人から、平成27年には約18万人と大幅に減少しています。市民ニーズは、夏季のみ使用の屋外プールから、通年型の室内プールへ移行していると考えられ、平成28年2月に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」では、既存屋外プールは、民間・学校施設の活用などによる配置の見直しを検討するとしています。

さらに、公共スポーツ施設のうち7割以上が建設後30年を経過しており、機能維持のための補修は随時行っているものの、一部施設には雨漏りや観客席の破損、駐車場の不足、用具の進歩による安全性確保等が課題となっています。

※ 11 中核施設（群）：各種競技の市・区内大会など、比較的大きなスポーツイベント・大会開催の拠点で、生涯スポーツの振興と地域における競技スポーツの振興の中核施設をいう。

また、これらの施設は、近い将来、大規模改修や更新（建替え）が必要な状況になることが予想されます。

（５）高規格・大規模スポーツ施設の不足

高規格・大規模スポーツ施設とは、世界や日本のトップレベルにある選手やチームによる競技会やプロスポーツが開催できる施設のことで、現在、市内には建設を進めている北九州スタジアムのほか、北九州市民球場や総合体育館、本城陸上競技場等があるものの、施設の質・量ともに十分ではない状況です。

特に、開場以来50年以上経過している市民球場は、老朽化やシートの狭さなど観戦環境に課題があり、プロ野球公式戦の開催にあたって改善要望がなされているほか、本市を代表する総合体育館は、基本的機能は備えるものの、大規模国際大会等の開催に必要な備品やミーティングルームなど不足する付帯諸室・設備を加える必要があります。

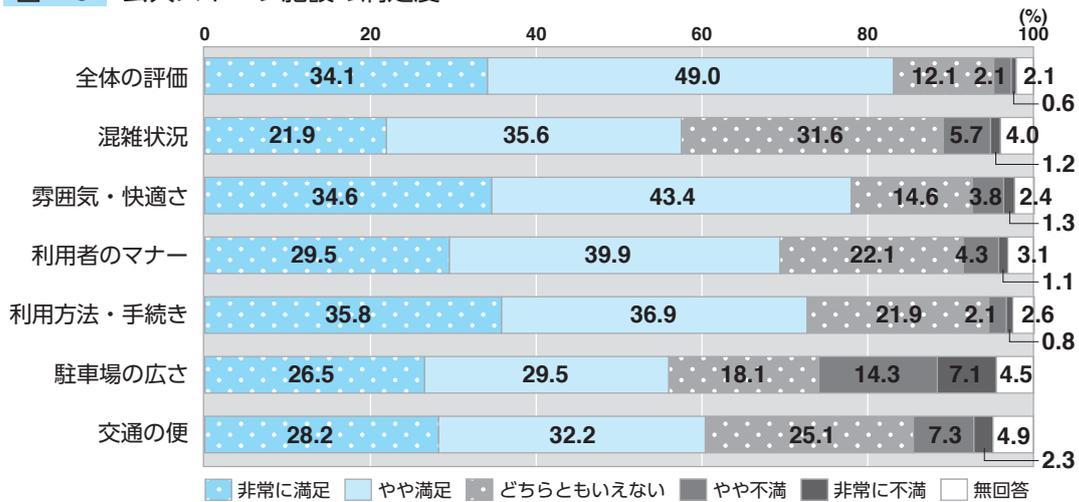


総合体育館

(6) スポーツ施設への要望

「スポーツ施設利用状況調査」(平成27年度)によると、施設の満足度は、全体を通して、「非常に満足」「やや満足」を合わせた満足層の割合が83.1%となっており、割合の最も低いものは「駐車場の広さ」となっています。

図-6 公共スポーツ施設の満足度

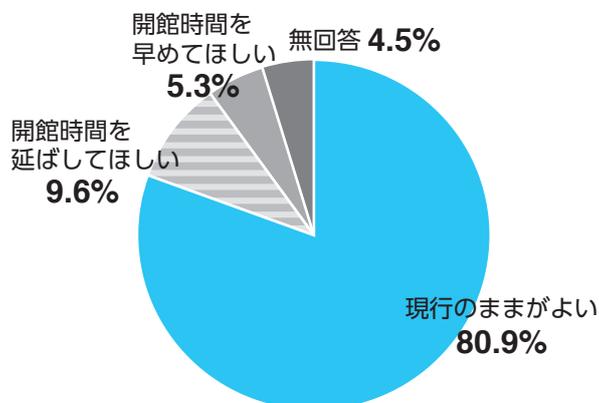


【出所】平成27年度スポーツ施設利用状況調査

また、スポーツ施設の利用時間については、80.9%が「現行のままがよい」と思っていますが、市民のライフスタイルの変化やニーズの多様化により「開館時間を早めて欲しい」や「閉館時間を延ばして欲しい」と利用時間の変更を希望する割合も14.9%あり、公共施設マネジメントの観点からも、今後、サービス水準の維持と利用の効率化を図るために利用時間等の検討を進めていく必要があります。

一方、パソコンやスマートフォン等からスポーツ施設の利用予約や空き状況の確認ができる「公共施設予約・案内システム」の認知度について、知らないと回答した人は前回調査(70.6%)からは改善はしたものの、今回調査においても60%を超えており、引き続き情報提供のあり方についての工夫が求められます。

図-7 開館時間について



【出所】平成27年度スポーツ施設利用状況調査

(7) スポーツ施設の管理運営

本市の公共スポーツ施設では、市民サービス向上や管理運営の効率化等のため、スポーツ施設運営の知識や技術を持った民間事業者等が施設運営を行う、指定管理者制度を導入しています。

制度の適正かつ効率的な運用を図るため、施設の設置目的が十分に達成できたか(有効性)、経費の低減等の効果があったか(効率性)、公の施設に相応しい適正な施設の管理運営が行われたか(適正性)を視点に、指定期間の2年目と最終年度等に評価する「多段階評価」や、それ以外の年度に評価する「所見評価」を実施し、その結果を施設の業務改善や次回の指定管理者の選定などに反映させることとしています。

また、心肺停止等の運動中の事故やケガ、あるいは近年の猛暑や予測困難な突発的・局地的な豪雨(ゲリラ豪雨)や、人体に有害な光化学スモッグ^{※12}の発生など、施設運営を取り巻く不測の危険・損害等のリスクに、AED(自動体外式除細動器)やスポットエアコン、熱中症指数モニター、雷探知機等を配置し、利用者に注意を呼びかけるなどの対応をしています。

※12 光化学スモッグ：工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、健康被害を引き起こす大気汚染物質が生成される。この物質による煙霧(スモッグ)を光化学スモッグといい、ある濃度以上になると目がチカチカしたり、のどが痛くなったりすることがある。

1 基本理念

本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、本計画の推進に取り組むにあたり、以下の基本理念を定めます。

ライフステージ^{※13}に応じたスポーツ機会の創造と スポーツを通じた元気なまちづくりの推進

この理念は、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる“生涯スポーツ社会の実現”と、スポーツによるまちの活性化や自律的な市民活動による“元気なまちづくりの推進”を目指しています。

2 目指す姿（目標）

基本理念の実現に向け、スポーツによる心身の健康保持や青少年の健全育成、スポーツを通じた家族や仲間とのふれあい、地域コミュニティの再生・活性化などの礎となる、市民の「豊かなスポーツライフ」の形成・定着の状況を成果とします。

そのため、第1章に掲げた“スポーツと人との多様なかかわり”を重視し、スポーツを「する人」「みる人」「創る・支える人」に着目した目標を次のとおり定めます。

※13 ライフステージ：幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの年代にともなって変化する生活段階のこと。

目標① する人

市民の誰もがスポーツや運動に親しめるように、機会づくりや習慣づくりを促進するとともに、スポーツ施設環境の充実を図ることにより、市民(成人)が週1回以上スポーツ・運動を行う、「**スポーツ実施率65%(週3日以上の実施率35%)以上**」を目指します。

あわせて、小・中学生の全国体力・運動能力の実技結果が、全国平均と同等以上の割合が100%になるように目指します。

平成20年度調査	平成27年度調査	前期目標 (平成23年度～27年度)	後期目標 (平成28年度～32年度)
52.5%	52.0%	59.0%	65%以上

目標② みる人

市民が、競技レベルの高いプロスポーツや国際的・全国的スポーツ大会などを「みる」機会の充実を図り、市民が1年間に、実際に競技場でスポーツの試合(プロや実業団など)をみる、「**スポーツ観戦率40%以上**」を目指すとともに、「みる」スポーツに対応する高規格・大規模施設の整備などに取り組みます。

平成20年度調査	平成27年度調査	前期目標 (平成23年度～27年度)	後期目標 (平成28年度～32年度)
28.6%	28.0%	34.0%	40%以上

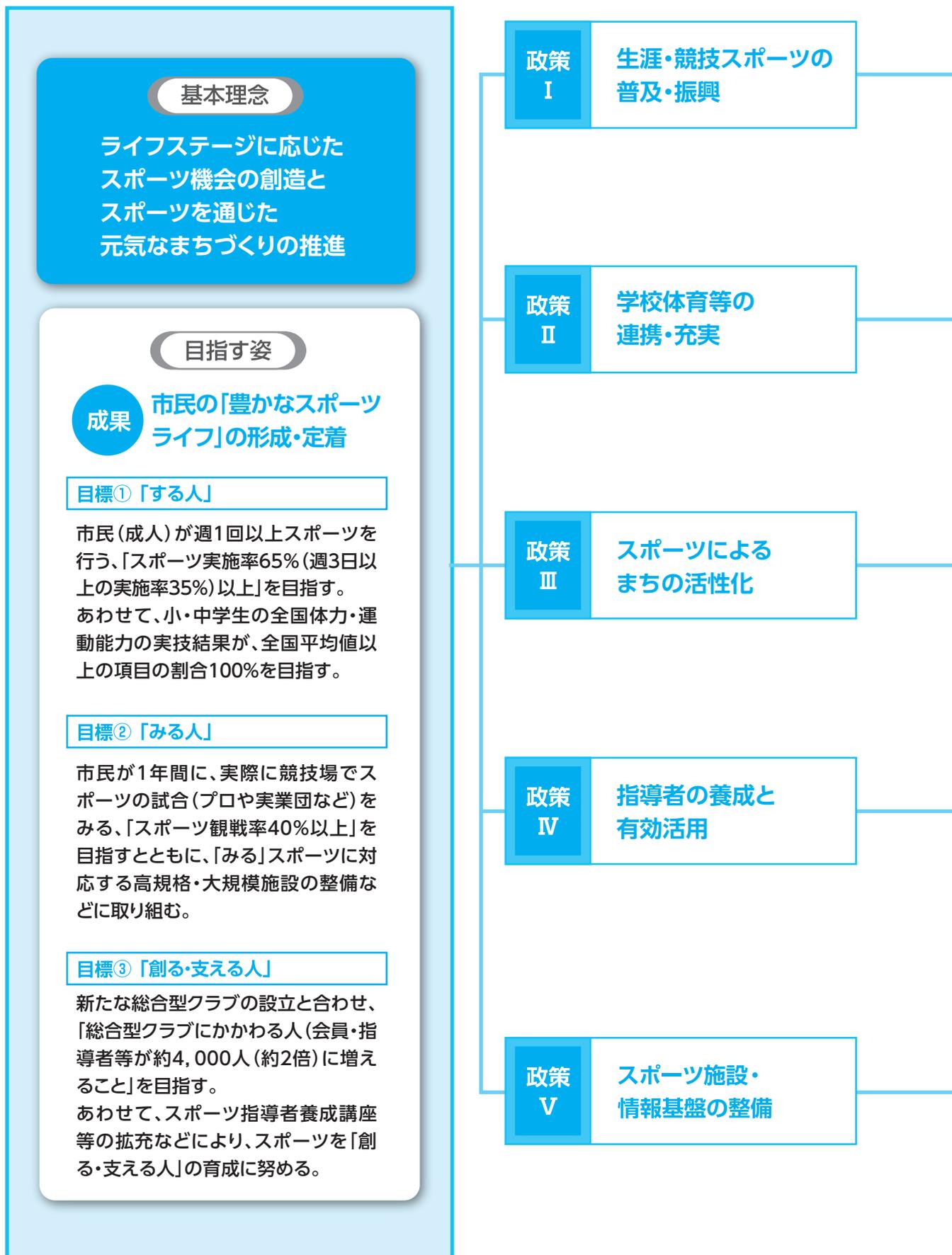
目標③ 創る・支える人

スポーツとかかわる人が、自ら企画・運営したり(創る)、ボランティアとして支えたりすることのできる人材(担い手)を育てるため、新たな総合型クラブの設立と合わせ、「**総合型クラブにかかわる人(会員・指導者等)が約4,000人(約2倍)に増えること**」を目指します。

あわせて、スポーツ指導者養成講座等の拡充などにより、スポーツを「創る・支える人」の育成に努めます。

平成20年度調査	平成27年度調査	前期目標 (平成23年度～27年度)	後期目標 (平成28年度～32年度)
約1,800人	約2,300人	約2,700人	約4,000人

4 計画の体系図



基本施策

主な取組事業

I - 1	自律・自立的な地域住民の育成のための総合型クラブ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新規 総合型地域スポーツクラブの人材養成 ・総合型地域スポーツクラブに関する広報活動の充実 ・生涯学習に関する講座を活用した人材育成 など
I - 2	市民のスポーツ活動機会の拡大・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規 北九州マラソンの開催 ・成人のスポーツ参加機会の拡充 ・拡充 市民参加型スポーツイベント・大会の拡充 ・新規 オリンピアン等を活用したスポーツイベントや講演会の開催 など
I - 3	高齢者及び障害のある人のスポーツ活動・生きがいづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツセンターの適切な運営 ・各種スポーツ教室の開催と障害スポーツへの理解 など
I - 4	トップアスリートの育成と競技スポーツの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会派遣補助制度による支援の推進 ・拡充 トップアスリートによるジュニア育成の充実 など
II - 1	子どもの健全な成長を促す学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新規 学力・体力向上アクションプランの推進 など
II - 2	部活動の支援・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動ハンドブック等の周知 ・外部講師の活用 など
II - 3	家庭や地域と連携した運動習慣等の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期からスポーツ・運動に親しむきっかけ・機会づくり ・子どもの多様なスポーツ・運動体験の創出 など
III - 1	「みる」スポーツの機会創出	<ul style="list-style-type: none"> ・拡充 国際的・全国的スポーツ大会等の積極的な誘致・開催 ・市民のスポーツ観戦の機会の創出 ・新規 北九州マラソンの開催(再掲)
III - 2	新規 オリンピック・パラリンピック等への協力・参画を契機としたスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・新規 オリンピック・パラリンピック等キャンプ地の誘致 ・新規 オリンピック・パラリンピック等のムーブメントの推進 ・新規 オリンピック・パラリンピック等を契機とした国際交流の推進 など
III - 3	拡充 「みる」スポーツや大規模国際大会等の誘致に対応する高規格・大規模施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「北九州スタジアム」の整備・「北九州市民球場」の改修 ・新規 「桃園市民プール(室内)」の整備 ・新規 大規模国際大会等の誘致のための備品の整備
III - 4	プロスポーツチーム等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ギラヴァンツ北九州」の支援 ・九州のJリーグチームの本拠地自治体間による連携 など
IV - 1	スポーツ指導者等の育成と活用の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツを担う人材の養成・活用の充実 ・拡充 指導者の活動の場づくりの充実 ・スポーツ推進委員等の育成・活用 など
IV - 2	拡充 ボランティアの発掘・養成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・拡充 ボランティアの発掘・養成の強化 ・拡充 ボランティア活動の場の提供の充実
IV - 3	施設管理者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者向け、各種講習会の受講促進 ・指定管理者との連絡協議会の開催
V - 1	身近なスポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新規 施設利用の効率化等の推進 ・公園を活用した健康づくり ・学校体育施設の利用促進
V - 2	拡充 公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「浅生スポーツセンター」の整備 ・新規 モデルプロジェクト再配置計画(大里地域)の推進 ・新規 桃園地区のスポーツゾーンの集約・整備の検討
V - 3	環境モデル都市への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「北九州スタジアム」の整備(再掲) ・「浅生スポーツセンター」の整備(再掲)
V - 4	高齢者及び障害のある人のスポーツへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進(再掲) ・新規 施設利用の効率化等の推進(再掲)
V - 5	スポーツ情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動・情報提供の見直し及び質の向上 ・公共スポーツ施設予約システムの拡充

政策Ⅰ 生涯・競技スポーツの普及・振興

基本施策Ⅰ-1 自律・自立的な地域住民の育成のための総合型クラブ支援

総合型クラブは、スポーツ活動を通じ、地域住民の交流を深め、家族とのふれあいや青少年の健全育成、さらにはクラブ指導者等の派遣による学校の授業・部活動の支援などが期待されるとともに、地域住民が相互に支え合いながら自律・自立的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」^{※14}の担い手としても期待されています。

このため、既存の9クラブに加え、地域の協力を得ながら、身近な生活圏域を基本として、総合型クラブの結成を促進していきます。



総合型地域スポーツクラブ交流大会「スポーツファンタジア」

具体的には、最も重要となる市民の理解や関心を高めるため、学校施設開放事業の運営を行っている運営協議会や管理指導員をはじめ、利用団体、地域住民、さらには市民センターで活動する運動系クラブや、地域のスポー

ツ少年団などを対象に、総合型クラブの理念や必要性、公共施設の平等性などに関する普及・啓発を行います。

また、結成機運の高まった地域住民や各種団体に対しては、設立に向けたアドバイス等や助成支援を行うとともに、必要に応じ、近隣のスポーツ施設や学校体育施設などを、クラブの活動拠点やクラブハウスとして利用できるよう、関係団体と調整を図りながら取り組みます。

さらに、今後、総合型クラブの活性化を図っていくため、福岡県や（公財）福岡県体育協会と連携を図っていきます。

※14 新しい公共：地域住民や団体・組織、企業、行政等が、一定のルールとそれぞれの役割を持って、「文化としてのスポーツ」と多様なかわり方をしていくことにより、「人々の支え合いと活気のある社会」を作っていくための当事者たちの「協働の場」のこと。

「総合型地域スポーツクラブ」とは… 地域住民の主体的な運営により、近隣の学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、地域のすべての人々がスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動する非営利組織です。

地域住民、児童・生徒、スポーツクラブなど



部活は陸上部だけど、いろんなスポーツに挑戦したいな

仕事も退職したので、スポーツ指導者の資格を発揮したいよ



メタボ予備軍って診断されたから、何かスポーツを始めよう

ボランティア活動に参加して、地域の役に立ちたいわ



私も娘もスポーツが苦手だから、どこかで運動したいわ



地域住民の会員としての活動参加(受益者負担)

- ・自分のやりたい種目
- ・幼児から高齢者まで
- ・親子で、家族で、仲間で
- ・目的・レベルに合わせて

多
多
多
志
世
種
向
代
目

地域住民のクラブ運営への参画(自律的・主体的運営)

- ・クラブマネジャーとして
- ・指導者・スタッフとして
- ・ボランティアとして

総合型地域スポーツクラブ - 多種多様な事業展開 -

- ・スポーツ教室、サークル活動(文化的活動含む)
- ・会員間の交流を図るスポーツイベントや行事
- ・地域住民を対象としたスポーツイベントや行事
- ・学校施設等の有効利用
- ・クラブ指導者の派遣等による学校授業・部活動の支援



役
割
・
効
果

「新しい公共」を担うコミュニティの拠点

- ・地域住民がお互いに協働しながら自主的にスポーツの場や機会を創り、地域社会全体のスポーツ環境を形成
- ・子どもの教育など、地域教育力の回復
- ・各種指導者やボランティア等の活動の場
- ・高齢者の生きがいづくりや、青少年の健全育成
- ・地域住民同士の相互扶助関係や連帯感など、地域づくりの推進



主な取組事業（☆は改訂版の新規事業）

☆総合型地域スポーツクラブの人材養成 【市民文化スポーツ局】

総合型クラブで実施されるスポーツイベントや事業の企画・立案ができる人材を養成するための講習会等を開催します。

総合型地域スポーツクラブに関する広報活動の充実 【市民文化スポーツ局】

市政だより、市政テレビなどを通じた広報活動や、市民センターや学校体育施設等を利用したニュースポーツ等の体験会や説明会開催などにより、総合型クラブの理念や必要性等の普及・啓発を推進します。

生涯学習に関する講座を活用した人材養成 【市民文化スポーツ局ほか】

総合型クラブやスポーツ推進委員等との連携により、市民センター等で行われる生涯学習に関する講座等に、総合型クラブに関するカリキュラムを取り入れるなど、総合型クラブをはじめ、地域で活動する人材の発掘・養成に取り組みます。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援 【市民文化スポーツ局ほか】

クラブ設立に関するアドバイスをはじめ、クラブ相互における研修や交流行事等を行う「北九州市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」に対し助成するなど、クラブの創設と創設後の支援を充実します。また、新たに総合型クラブを設立する地域住民や団体に対しては、公共スポーツ施設や学校体育施設等を活動拠点として利用できるよう支援します。

基本施策I-2 市民のスポーツ活動機会の拡大・創出

市民の誰もが気軽に日々の体力づくりや健康づくり、さらには生きがいづくりに取り組めるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興及び、市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。

スポーツ・運動を行うことは、持久力や筋力、バランス能力、柔軟性などの体力向上につながります。中でも、持久力・筋力が高いと生活習慣病^{※15}の発症リスクが低くなることも明らかとなっていることから、若年・壮年層をはじめ幅広い世代が取り組めるように配慮します。

※15 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧症・高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。スポーツなど活発な身体活動を行うことで、血糖値や脂質異常、血圧の改善により予防につながるといわれている。

また、市体育協会や市レク協会、スポーツ施設の指定管理者等との連携により、スポーツ・運動に消極的な人や初心者、育児などにより運動の機会の少ない女性なども気軽に参加できる、魅力的なプログラムを提供・開発し、スポーツ・運動参加へのきっかけ、機会づくりを行います。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業、★は拡充事業）

☆北九州マラソンの開催 【市民文化スポーツ局】

1万人規模の市民参加型のマラソン大会を開催し、市民の健康増進を図るとともに、市内観光名所をめぐるコースを通して、国内外から参加するランナーに北九州市の魅力を発進します。



北九州マラソン

成人のスポーツ参加機会の拡充 【市民文化スポーツ局】

スポーツ実施率の低い世代や女性を対象とした、シェイプアップやリズムダンスなどのプログラム・教室を、市体育協会や指定管理者等との連携により開催します。また、スポーツ・運動参加に消極的な人のきっかけとして、若者の交流や心の癒しなどを取り入れた魅力的なプログラムを開発・提供します。

ニュースポーツやレクリエーションの普及・振興 【市民文化スポーツ局ほか】

誰もが気軽に健康・体力づくりができるファミリースポーツ大会等各種交流大会の実施や、ニュースポーツ用具・備品を整備します。

スポーツ・レクリエーション団体の活動支援 【市民文化スポーツ局】

市体育協会や市レク協会など、生涯スポーツやレクリエーションの普及・振興を図る市内のスポーツ団体等に対し助成するなど、活動を支援します。

★市民参加型スポーツイベント・大会の拡充 【市民文化スポーツ局ほか】

日ごろの練習の成果を発揮するとともに、記録への挑戦や自己実現の達成、あるいは参加者相互の交流を促進するため、市民体育祭や門司港レトロマラソン、北九州無法松ツデーマーチなどのほか、平成29年3月に供用開始の「北九州スタジアム」を活用し、市民が気軽に参加できるスポーツイベント・大会を実施します。

☆オリンピック等を活用したスポーツイベントや講習会の開催

【市民文化スポーツ局ほか】

スポーツ・運動参加に消極的な人のきっかけづくりとして、北九州市ゆかりのオリンピックやパラリンピアンなど、トップアスリートを活用したオリンピック教室やスポーツイベント、講習会を開催し、競技を通して培ってきた人間性をはじめ、フェアプレーやオリンピック精神を学び、国際的に活躍できる人材を育成します。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、スポーツへの関心を高めるための取り組みを推進します。

基本施策I-3 高齢者及び障害のある人のスポーツ活動・生きがいづくりの支援

健康づくりや介護予防、生きがいづくりに資する各種プログラム事業等の実施により、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会を広げ、高齢者及び障害のある人の積極的な社会参加を促進するとともに、障害者スポーツへの理解を図るなど、ノーマライゼーション^{*16}の社会づくりを推進します。

また、室内プールやトレーニング室は、高齢者や障害のある人のニーズが高いため、既存スポーツ施設のユニバーサルデザイン化による受入態勢の強化等を図ります。

※16 ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であることの方。

主な取組事業

障害者スポーツセンターの適切な運営 【保健福祉局】

平成24年4月にリニューアルオープンし、室内プールやトレーニング室、体育館等を備えた障害者スポーツ振興の拠点として適切な運営を図ります。

公共スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進 【市民文化スポーツ局】

高齢者や障害のある人のニーズの高い室内プールやトレーニング室のある施設から、トイレ改修やスロープ設置などを進めます。

高齢者向けの各種スポーツ教室等の開催 【市民文化スポーツ局ほか】

市体育協会や区役所コミュニティ支援課等各々の主体において、年長者健康教室やウォーキング大会など、高齢者向けの各種スポーツ教室・大会を開催します。

スポーツ推進委員等の育成・活用 【市民文化スポーツ局ほか】

「介護予防体操」や「介護予防太極拳」の普及啓発、総合型クラブの育成支援など、地域スポーツ振興を担う専門的人材として、スポーツ推進委員が地域スポーツの企画・立案等のコーディネーターなど、総合的な推進役を担えるように資質向上や活用を進めます。

各種スポーツ教室の開催と障害者スポーツへの理解 【保健福祉局】

障害のある人を対象にしたトレーニング教室や水泳教室等を公共スポーツ施設で実施することにより、身近な施設でスポーツに親しむ機会を提供するとともに、一般の利用者や施設職員に障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図ります。

ふうせんバレーボールの普及・振興 【保健福祉局】

北九州市発祥のスポーツであり、障害のある人、ない人がともに競技することのできる「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。

全国健康福祉祭(ねんりんピック)への北九州市選手団の派遣 【保健福祉局】

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成を目的として開催される、全国健康福祉祭に北九州市選手団を派遣します。

基本施策I-4 トップアスリートの育成と競技スポーツの支援

本市ゆかりのスポーツ選手が世界的・全国的に活躍することは、市民に夢と感動を与えるとともに、シビックプライドの醸成につながります。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、トップアスリートを育成していくことが大切です。

そのため、市体育協会や市障害者スポーツ協会、各競技団体と、小・中学校、高等学校等や地域のスポーツクラブの連携体制を構築し、優れた素質と意欲を有するジュニア選手の技術力の向上に向けて、トップアスリートや体育科専攻の学生等を指導者に活用します。

また、競技スポーツの振興には、スポーツ医・科学の成果を生かした競技力向上も欠かせないため、(公財)日本体育協会の公認指導者や、高度な技術を持った大学の専門家等と連携した、最先端のトレーニング方法の活用等の支援体制づくりを検討します。

あわせて、市体育協会に加盟する各競技団体に対する助成や、国際・全国大会等のスポーツ大会への派遣などの支援を行うとともに、県が実施するタレント発掘事業の積極的な活用を図ります。

主な取組事業 (★は改訂版の拡充事業)

スポーツ大会派遣補助制度による支援の推進 【市民文化スポーツ局】

市内のスポーツ団体に所属する選手・団体が、国際・全国大会等のスポーツ大会に出場する場合に助成するスポーツ大会派遣補助制度を実施します。

★トップアスリートによるジュニア育成の充実 【市民文化スポーツ局】

プロスポーツ選手や本市ゆかりのオリンピック選手等が子どもたちに直接実技指導を行う機会を充実し、青少年の健全育成やオリンピック・パラリンピアン育成に向けた技術指導を行います。

併せて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、スポーツへの関心を高めるための取り組みを推進します。

福岡県民体育大会の開催及び選手派遣 【市民文化スポーツ局】

県内4地区で順次開催される福岡県民体育大会に選手を派遣することにより、競技力の強化や地域スポーツ振興を図ります。

表彰制度（北九州市民スポーツ賞等） 【市民文化スポーツ局】

国際的・全国的なスポーツ大会で優秀な成績を収めた個人並びに団体について、その栄誉を称え、表彰するとともに、ホームページ等も活用してその功績を広く市民に周知します。

政策Ⅱ 学校体育等の連携・充実

基本施策Ⅱ-1 子どもの健全な成長を促す学校体育の充実

学校では、「生きる力」を基本理念として、確かな学力、心の育ち、健やかな体など知・徳・体の調和の取れた人間の育成を目指しています。

特に、学校体育においては、児童・生徒の豊かなスポーツライフの実現を目指し、心と体を一体として、体育科・保健体育科学習の充実を図るとともに、健康で安全な活力ある生活を送るための基礎を培う健康教育や、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育、健全な心と体をはぐくむ部活動指導に取り組み、学校教育活動全体で、発達段階に応じて適切に推進します。

具体的には、体育科・保健体育科の授業力の向上のほか、運動習慣・生活習慣の確立や小学校間・中学校間の連携・交流、子どもの発達段階に応じた食育指導などにより、体力の向上を図ります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、オリンピック・パラリンピックや国際的なスポーツ大会などが、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることを理解するとともに、運動やスポーツに対する関心を一層高められるよう啓発し、実践につながるよう努めていきます。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業）

☆学力・体力向上アクションプランの推進 【教育委員会】

平成28年3月に策定した学力・体力向上アクションプランを着実に推進し、学校での授業の充実と運動習慣・生活習慣の確立に向け、学校・家庭・地域が協働して取り組むことにより、体力向上を図ります。

食育の推進 【保健福祉局ほか】

子どもの発達段階に応じた食育指導の充実を図り、子どもの食に関する知識、食を選択する力、食に関して自立できる力を培います。

学校におけるボランティアの活用 【教育委員会】

協定を締結している市内外の大学の学生等を、市立の小・中学校等に受け入れ、授業や課外活動を支援してもらうことにより学校体育の活性化を図ります。

基本施策Ⅱ-2 部活動の支援・強化

部活動は、同じ興味・関心を持った生徒が集まり、年齢を超えた異学年のかかわりの中で、学校生活に楽しさをもたらす重要な活動であり、学校の伝統や文化の形成にも大きな役割を果たしています。

また、多くの生徒が参加し、生き生きとした活動が学校の中で繰り広げられれば、楽しく、活力のある学校になることが期待されます。

市では、生徒数の減少や学校の小規模化、専門的な指導力を有する顧問の不足等の課題に対し、複数校合同部活動^{※17}の実施や外部講師の活用による指導者確保に努め、競技力の向上はもちろん、スポーツ傷害防止等の安全面での向上を目指します。

さらに部活動指導の目標を「より多くの生徒が入ることのできる部活動」「指導者が余裕と意欲をもって指導できる部活動」と定め、部活動顧問・外部講師向けの「部活動ハンドブック」を配布しています。

主な取組事業

部活動ハンドブック等の周知 【教育委員会】

部活指導者の手引書「部活動ハンドブック」の周知を図ります。さらには、保護者向けの「部活動リーフレット」を配布します。

外部講師の活用 【教育委員会】

部活動を推進するため、専門的技術指導能力を有する指導者を学校の要望に応じ、部活動への外部講師として活用します。

安全で円滑な管理・運営の推進 【教育委員会】

科学的な根拠に基づく練習方法の工夫・改善を積極的に行うとともに、けがや熱中症の予防など、安全指導の充実に努め、円滑な部活動運営を推進します。

※ 17 複数校合同部活動：部活動として活動しているものの人数がそろわず、大会に出ることができない場合に、複数の学校でチーム編成するもの。教育委員会に実施の届けを出し、大会参加については、中体連に登録する必要がある。

基本施策Ⅱ-3 家庭や地域と連携した運動習慣等の定着

子どもに体を動かす楽しさを感じさせ、運動に親しむ習慣を身に付けさせるためには、幼少期からの取り組みが有効であるとともに、保護者に対する啓発や意識づけが必要となってきます。

そのため、教育委員会等の関係機関をはじめ、NPO法人や総合型クラブと連携し、学校生活や地域の中で、外遊びなどの体験活動・運動に親しむ機会を提供し、親子と一緒に、楽しく身体を動かす習慣づくりを進めます。

また、オリンピック・パラリンピックや国際試合等を含む、様々な運動やスポーツを「見ること・支えること」など、多様なかかわり方があることも理解し、運動やスポーツに関する関心が高まるよう啓発し、実践につながるよう努めていきます。

主な取組事業

幼少期からスポーツ・運動に親しむきっかけ・機会づくり

【市民文化スポーツ局ほか】

遊びを中心とした運動教室などの「ジュニアスポーツ体験教室」や、幼少期の運動の大切さを学ぶ「親子体操教室」など、幼少期からのスポーツ・運動に親しむきっかけづくりや、保護者の意識向上に幅広く取り組みます。



ジュニアスポーツ体験教室

子どもの多様なスポーツ・運動体験の創出 【市民文化スポーツ局】

子どもに夢や感動を与えるため、憧れのトップアスリートから直接指導を受ける「ドリームスポーツ体験教室」や「夢・感動プロジェクト事業」、バランス感覚や運動の基礎を身に付けるアイススケートの「わくわく体験スポーツ教室」などの開催により、子どもたちのスポーツへの関心・興味を高めます。

政策Ⅲ スポーツによるまちの活性化

基本施策Ⅲ-1 「みる」スポーツの機会創出

競技レベルの高いプロスポーツ等の試合を観戦することは、その臨場感やダイナミズムを直接肌で感じることができ、観戦者に夢や感動を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高めます。

また、プロスポーツや国際的・全国的スポーツ大会の誘致・開催などは、まちの知名度やイメージアップのほか、集客力向上等に伴う経済効果を生み、シビックプライドの醸成やまちのにぎわいづくりにつながります。

これらの実現に向け、今後とも、各競技団体や（公財）西日本産業貿易コンベンション協会等関係機関との連携により、プロスポーツや国際的・全国的スポーツ大会等の誘致・開催に積極的に取り組むとともに、スポーツ観戦に観光を加えたスポーツツーリズムの推進にも配慮し、インバウンド^{※18} 拡大及び国内観光振興を支援します。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業、★は拡充事業）

★国際的・全国的スポーツ大会等の積極的な誘致・開催

【市民文化スポーツ局ほか】

選抜女子駅伝北九州大会や国際車椅子バスケットボール大会の開催をはじめ、国際的・全国的なスポーツ大会の積極的な誘致・開催に努めます。



選抜女子駅伝北九州大会 提供:毎日新聞社

市民のスポーツ観戦の機会の創出 【市民文化スポーツ局】

子どもから大人までが憧れ、胸を躍らせるようなプロ野球公式戦やラグビートップリーグ、V・プレミアリーグなどの観戦機会を創出するほか、民間企業等との連携により、プロスポーツを観戦できる市民（親子）観戦招待事業を実施します。

☆北九州マラソンの開催 【市民文化スポーツ局】再掲

※ 18 インバウンド：外国人による日本旅行者数のこと。観光立国推進閣僚会議は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年に訪日外国人旅行者数4,000万人をめざし、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に取り組んでいる。

基本施策Ⅲ-2 オリンピック・パラリンピック等への協力・参画を契機としたスポーツの振興

世界最大級のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの日本開催が決定しました。日本オリンピック委員会（JOC）とのパートナー都市協定*¹⁹の締結をはじめ、関係団体との連携を深め、大会成功に向けて積極的に協力・参画するとともに、大会終了後も、次世代を担う子ども達のために、スポーツを通じた国際交流やオリンピック・ムーブメントの推進等に、積極的に取り組んでまいります。

具体的には、キャンプ地誘致活動、オリンピック・パラリンピックの文化プログラムや聖火リレーなどを通じ、スポーツのみならず、文化、教育、経済など様々な分野で多くの市民が選手等と関わる機会を創出するとともに、継続性のある交流を推進するため、国のホストタウン*²⁰制度などを活用し、様々な交流事業を実施します。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業、★は拡充事業）

☆オリンピック・パラリンピック等のムーブメントの推進 【市民文化スポーツ局ほか】

世界最大級のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピック等の開催機運やスポーツへの関心を高めるための取り組みを推進します。

☆オリンピック・パラリンピック等キャンプ地の誘致 【市民文化スポーツ局】

2019年のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピックの日本開催にあたり、参加各国が大会前に行うキャンプ地の誘致に積極的に取り組みます。

☆オリンピック・パラリンピック等を契機とした国際交流の推進

【市民文化スポーツ局ほか】

キャンプ地誘致や文化プログラム等が一過性のものではなく、誘致各国と大会終了後もスポーツ・文化等の交流の継続・発展に繋がるよう関係団体と連携して事業を展開します。

☆オリンピックを活用したスポーツイベントや講習会の開催

【市民文化スポーツ局ほか】 **再掲**

★トップアスリートによるジュニア育成の充実 【市民文化スポーツ局】 **再掲**

※ 19 JOC パートナー都市協定：自治体が所有するスポーツ施設を選手強化に活用し、競技力向上を図ることを目的として都市と締結。締結都市と連携し、国際競技力の向上やオリンピック・ムーブメント事業等のスポーツ推進事業を行う。

※ 20 ホストタウン：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、全国の地方自治体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として国に登録する制度。

基本施策Ⅲ-3 「みる」スポーツや大規模国際大会等の誘致に対応する高規格・大規模施設の整備

プロ野球公式戦やJリーグ、ラグビートップリーグなど、「みる」スポーツの振興や大規模国際大会等の誘致を図るため、北九州スタジアムや北九州市民球場など、高規格・大規模施設の整備・改修に取り組みます。

なお、高規格・大規模施設のうち、優先的に整備を検討すべき施設としては、以下のとおりです。

- a) Jリーグやラグビートップリーグを開催できる北九州スタジアムの整備
- b) 観客席等の老朽化の進む北九州市民球場の改修
- c) 老朽化の進む桃園市民プール（室内）の整備
- d) 総合体育館のミーティングルーム等付帯諸室・設備の改修
- e) 大規模国際大会等誘致のためのスポーツ施設備品整備

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業）

「北九州スタジアム」の整備 【建築都市局ほか】

北九州市の新たなランドマーク施設として、都心部に人が集い、にぎわいあふれるまちの創出を目指し、小倉駅新幹線口に1万5千人収容の「北九州スタジアム」を整備します（平成29年3月供用開始）。



完成予想図(イメージ)

スタジアムでは、「みる」スポーツの機会を提供するため、プロアマ問わずサッカーやラグビーなどのレベルの高い試合や大会を開催するとともに、市民が気軽に参加できるスポーツイベント・大会が開催できる施設とします。

「北九州市民球場」の改修 【建設局ほか】

プロ野球公式戦や社会人・高校野球公式大会等が支障なく開催できるよう、老朽化する観客席等の改修に取り組みます。

☆「桃園市民プール(室内)」の整備 【市民文化スポーツ局ほか】

老朽化が進み更新時期を迎えた室内プールについて、県・市内大会などの一般競技大会の開催やオリンピック・パラリンピック等のキャンプ地誘致に対応可能な施設として、本計画期間中の完成を目指し、整備を進めます。

【総合体育館】の改修の検討 【市民文化スポーツ局】

V・プレミアリーグや国際車椅子バスケットボール大会などの開催を見据え、必要な備品の充実を図るとともに、ミーティングルーム等不足する付帯設備の改修を検討します。

☆大規模国際大会等の誘致のための備品の整備 【市民文化スポーツ局】

大規模国際大会等の誘致を優位に進めるため、国際規格のスポーツ備品の整備を進めます。

基本施策Ⅲ-4 プロスポーツチーム等の支援

本市をホームタウンとする「ギラヴァンツ北九州」を、市民や地元企業等と一体となり、地域のシンボルとして育成・支援することにより、チームの活躍を通じ、市民のまちへの愛着の醸成や青少年の健全育成、地域経済の活性化やまちづくりにつなげます。

さらに、九州のJリーグチームが所在する自治体をはじめ、周辺市町村との連携を図り、スポーツを通じ、世代や地域を超えたふれあいの和を広げます。

また、野球やバレーボール、ソフトボールなど、本市とゆかりのあるプロスポーツチーム等についても、支援していきます。

主な取組事業

「ギラヴァンツ北九州」の支援 【市民文化スポーツ局】

青少年の健全育成や、地域のまちおこしに貢献している「ギラヴァンツ北九州」が、市民に支えられ、愛されるプロスポーツチームとして自立できるよう支援を行います。



九州のJリーグチームの本拠地自治体間による連携 【市民文化スポーツ局】

Jリーグチームをホームタウンに持つ九州の自治体間による協議会を組織し、スタンプラリーや物産ブースの設置など、九州チーム同士の対戦を盛り上げるとともに各ホームタウンの活性化を図ります。

市民のスポーツ観戦の機会向上 【市民文化スポーツ局】 再掲

政策Ⅳ 指導者の養成と有効活用

プロスポーツの試合や全国的スポーツ大会から、地域のスポーツ活動の場まで、市民の誰もがスポーツ活動に参加し、楽しむためには、市民が相互に支え合うことが大切です。こうしたスポーツを支える「人づくり」、つまりスポーツ指導者の育成・活用や、ボランティアの存在がスポーツ振興を図る上で欠かせません。

そのため、市体育協会や市レク協会、指定管理者など関係機関との連携を図りながら、地域スポーツから競技スポーツまで、幅広い各種指導者の育成や、ボランティアの発掘・養成・活用の場づくりに取り組めます。

基本施策Ⅳ-1 スポーツ指導者等の育成と活用の場づくり

(公財)日本体育協会が実施するスポーツリーダー指導者養成事業等の活用などにより、生涯スポーツから競技スポーツまで幅広い人材育成に努めるとともに、指導者についての情報や活用する仕組みづくりを進めます。

また、スポーツ推進委員が地域スポーツの総合的な推進役を担えるよう、資質向上等のための人材育成に取り組めます。

主な取組事業 (★は改訂版の拡充事業)

地域スポーツを担う人材の養成・活用の充実 【市民文化スポーツ局】

スポーツ団体、体育科専攻大学等が行う指導者や総合型クラブの運営を担う人材の養成を促進する講座を開催し、総合型クラブをはじめとした地域スポーツの推進を担う指導者やクラブマネージャーを育成します。

★指導者の活動の場づくりの充実 【市民文化スポーツ局ほか】

生涯スポーツリーダー養成講座等の受講者や、指定管理者等に所属するスポーツ専門の指導者などを、授業の支援や部活動における外部講師、総合型クラブにおける指導者などとして活用する方策を検討します。

スポーツ指導者の養成 【市民文化スポーツ局】

各競技団体が指導者のレベルアップを目的に実施する、専門的な知識や技能習得のための講習会、生涯スポーツリーダーの養成のための講座などにより、継続的な指導者の資質向上に努めます。

スポーツ推進委員等の育成・活用 【市民文化スポーツ局ほか】 再掲

基本施策Ⅳ-2 ボランティアの発掘・養成・活用

スポーツ・レクリエーションを支えるボランティアがいつでも活動できるよう、市民活動サポートセンターや青少年ボランティアステーション、市内外の大学等と情報交換など連携を図り、ボランティアの発掘や、活動の場の提供などを積極的に進めます。

また、大規模国際大会等では、競技運営の補助ボランティアのみならず、語学・介助・医療・救護等と活動内容も多岐にわたることから、スポーツを通じたボランティア人材の養成を図り、スポーツを支える喜びや自己実現の達成の機会を広げていきます。

主な取組事業（★は改訂版の拡充事業）**★ボランティアの発掘・養成の強化 【市民文化スポーツ局】**

市内外の大学や専門学校等との連携を強化し、ボランティアの発掘や、ボランティア活動等の人材養成に向けた講習会などの情報提供を行います。

★ボランティア活動の場の提供の充実 【市民文化スポーツ局】

スポーツ・レクリエーションにおけるボランティア活動を推進するため、北九州マラソンや門司港レトロマラソン、ギラヴァンツ北九州のホームゲーム戦、国際車椅子バスケットボール大会などの大規模国際大会等、幅広い活動の場や大会情報等の提供を行います。

基本施策Ⅳ-3 施設管理者との連携

スポーツ施設における事故防止や防災、光化学スモッグ、個人情報保護対策については、危機管理マニュアルの作成や施設管理者との連絡網の確立など、危機管理体制を構築しているほか、施設管理者との定期的な意見・情報交換の場を開くなど、安全・安心な施設の運営管理を図っています。

また、心肺停止等の突発的な事故に備え、公共スポーツ施設には効率的にAED配備をしています。

今後も引き続き、AED講習会や施設管理者講習会などにより、施設管理者の資質向上や、施設の安全管理に配慮していきます。

主な取組事業

施設管理者向け、各種講習会の受講促進 【市民文化スポーツ局】

市消防局との連携による定期的なAED講習会や、(公財)日本体育協会等主催の施設管理者向け講習会などの受講を促進することにより、指定管理者の資質向上を図ります。

指定管理者との連絡会議の開催 【市民文化スポーツ局】

行政と施設管理者による連絡会議を定期的に行い、不測の危険・損失の回避など施設の安全運営に向けた意見・情報交換を促進します。

政策V スポーツ施設・情報基盤の整備

本市の公共スポーツ施設は、比較的小規模な施設が点在し、さらには、施設の7割以上が建設後30年を経過するなど老朽化も進んでおり、施設が抱える課題は多岐にわたっています。

施設の安全性確保や機能維持のため、必要な改修・補修は随時行っていますが、維持管理には多大な財政負担を要することから、既存施設の維持管理についてはコストの縮減に向けた取り組みが必要であり、「選択と集中」の観点に基づく施設の適正配置も検討すべき状況となっています。

一方、施設の建替えや新設を行う際には、既に集積がある地区に統廃合を進め、施設群として機能させることで中核としての機能を高めることが求められます。このため、施設群を整備する上では、地域ごとに状況も異なることから、すべての地区に同じ種類・規模の施設整備を行うのではなく、地区ごとに特色を持たせた施設整備を目指します。

また、本市が取り組む公共施設マネジメントに基づき、スポーツ施設においても老朽化が進む施設については「悪くなってから補修する」という対症療法的な維持管理から、「悪くなる前に補修する」という、予防保全型の維持管理へと転換を図り、長期的な活用(長寿命化)と将来に要する費用の縮減、財政負担の平準化を実現することが必要です。

加えて、本市は「環境モデル都市」として政府の認定を受けています。今後は、スポーツ施設の整備に関しても、太陽光発電システムや、LED照明等省エネ機器の導入など、低炭素社会づくり^{※21}に向け、温暖化対策に率先して取り組む必要があります。

基本施策V-1 身近なスポーツ施設の充実

市民が気軽にスポーツ・運動に親しみ、スポーツや健康づくりを習慣にするため、身近なスポーツ施設の充実が必要です。

たとえば、公園は日常的なスポーツや健康づくりの場であることから、「腹筋ベンチ等の健康づくり遊具の付加」や「ウォーキング・ジョギングができる園路」などの整備が望まれています。さらに、公共施設マネジメントの取り組みを踏ま

※ 21 低炭素社会づくり：地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会づくりのこと。

え、民間企業・大学等が所有する既存のスポーツ施設などについても、借地・借用等の連携により、スポーツ活動の場の確保について検討を進めます。

既存のスポーツ施設については、老朽化に応じて安全性確保や機能維持のため必要な改修・補修が必要なことは当然ですが、施設ごとに状況が異なります。まずは、計画的な維持改修により施設を適正に管理するとともに、学校施設など既存施設の積極的な活用や、すでに施設の集積がある地区への統廃合・複合化などに配慮し、その老朽度、集積度、施設規模等を踏まえて見直しを進めます。

スポーツ施設を整備する際には、多目的に利用できる施設を基本とし、専用施設については、競技人口なども考慮しながら、必要性を検討するとともに民間スポーツ施設の活用・連携も検討します。

さらに、利用者の利便性の向上や施設の効率的な利用を図るため、体育館の半面利用を導入したところであり、今後は、施設の利用時間延長、利用時間区分の見直し等による利便性の向上にも取り組みます。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業、★は拡充事業）

☆施設利用の効率化等の推進 【市民文化スポーツ局】

利用者の利便性の向上と施設の効率的な利用を図るため、利用者ニーズに配慮しながら、利用時間の延長、利用時間区分の見直し等による利便性の向上に取り組みます。

施設の長寿命化の推進 【市民文化スポーツ局ほか】

計画的に維持改修を行う予防保全によって、施設の長寿命化に取り組み、施設を長期にわたり維持することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

民間企業・大学等との連携 【市民文化スポーツ局ほか】

公共施設マネジメントの取り組みを踏まえ、民間企業や大学等からの借地・借用による身近なスポーツ活動の場の確保について検討を進めます。

地域に役立つ公園づくり 【建設局】

小学校区単位で、まちづくり協議会をはじめ幅広く地域の声を聞くことで、子どもの遊び場や健康づくり機能の付加など、地域ニーズに合った公園づくりを行います。

公園を活用した健康づくり 【保健福祉局ほか】

介護予防や健康増進のため、公園の園路や健康遊具などを効果的に配置し、また、それらを活用した「健康づくり教室」などを積極的に行うことで、市民の介護・医療費の削減を目指します。

学校体育施設の利用促進 【教育委員会ほか】

より多くの地域住民が学校体育施設を利用できるよう、機会を捉え主任管理指導員などに対し円滑な利用調整を働きかけるなど、さらに利用しやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策V-2 公共施設マネジメントの推進

本市では、多くの公共施設が昭和40年代後半から50年代にかけて整備されており、近い将来、一斉に更新の時期を迎えることから、大規模改修や建替え費用は大幅に不足する見込みです。

このため、安全・安心な公共施設を維持していくために、将来的な財政負担を軽減するとともに、将来のニーズを見据えて時代に適合したものとすることで都市の再構築と活力あるまちづくりを目指す「公共施設マネジメント」の取り組みが必要です。このような考え方に基づき平成28年2月に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を策定しました。

この計画におけるスポーツ施設の取り組みにあたっては、「ハード・ソフトの連携、『選択と集中』による施設の集約・拠点化」、「サービス水準の低下を抑えつつ維持管理費の縮減を図る」をコンセプトに進めます。

このため、各施設を以下の3つに分類します。

- ①国際・全国大会などの大規模大会を誘致可能とする拠点施設
- ②県・市内大会などの一般競技大会施設
- ③日頃の練習や健康づくりの場としてのその他施設

国際・全国大会などの大規模大会の誘致・開催はまちの知名度やイメージアップのほか、集客力向上等に伴う経済効果を生み、まちのにぎわいづくりや活性化につながるため、大規模大会を開催できる施設は存続を図ります。

一般競技大会施設は、大会用の施設として、また利用者の身近な施設として広く活用されることから、更新時期を迎えたものは、再配置や集約の拠点として再整備を行うなど、適正規模の確保を図ります。

日頃の練習や健康づくりの場としてのその他施設については、他施設への集約、利用の効率化や学校・民間施設の活用などにより集約等を行いつつ、サービス水準の維持を図ります。

主な取組事業（☆は改訂版の新規事業）

「浅生スポーツセンター」の整備 【市民文化スポーツ局ほか】

戸畑区内に点在するスポーツ施設を、戸畑区役所周辺地区のD街区^{※22}に集約し、平成28年度中の完成を目指して「浅生スポーツセンター」を整備します。

☆モデルプロジェクト再配置計画（大里地域）の推進 【企画調整局ほか】

旧門司競輪場跡地にスポーツ施設を集約し、複合化・多機能化することで、市民サービスの効率化及びコスト縮減を図るとともに、魅力的な公園や居住空間の創出を図ります。

☆桃園地区のスポーツゾーンの集約・整備の検討 【建設局ほか】

桃園公園内のスポーツ・文化施設は、開設後50年以上が経過し、施設の更新時期を迎えているものがあります。このため、それぞれの施設の再整備や移転など中長期的な視点で再配置計画を策定します。

基本施策V-3 環境モデル都市への対応

温暖化対策として、低炭素社会づくりに取り組む本市の環境モデル都市としての理念に沿って、スポーツ施設の新設・改築、大規模改修をする場合、それを契機に、太陽光発電システムや、LED照明等省エネ機器の導入などに率先して取り組みます。

※22 D街区：「戸畑まちづくり構想」（平成9年策定）にまとめた戸畑区内5か所の主要整備地区のうちの1つ、「戸畑区役所周辺地区」は、A～D街区に分けられ、順次整備が進められている。D街区は浅生2号公園再整備や、区内に点在する戸畑体育館・柔剣道場などのスポーツ施設の集約整備を計画。

その取り組みにより、光熱水費などスポーツ施設の管理に必要なエネルギーのさらなる削減・効率化を図り、環境モデル都市にふさわしい取り組みを推進します。

主な取組事業

「北九州スタジアム」の整備 【建築都市局ほか】 **再掲**

「浅生スポーツセンター」の整備 【市民文化スポーツ局ほか】 **再掲**

基本施策V-4 高齢者及び障害のある人のスポーツへの対応

高齢化率が28.5% (平成27年9月末現在) と高い本市では、健康づくりや介護予防などのため、高齢者の積極的な社会参加・運動参加を促進する必要があります。

特に、体力を要せず、幅広い世代が楽しめるグラウンド・ゴルフについては、平成22年7月に、15コース確保できる「ひびきコスモス運動場」を整備しました。他にも、大会にも対応可能なグリーンパーク内の芝コースや、香月中央公園内の運動場などの活用も加え、引き続き、多目的に使用できる広場の整備や活用を基本に、施設面の充実を図ります。

スポーツ施設においては、引き続き、高齢者や障害のある人のニーズ、利用頻度等を踏まえ、庭球場や室内プール等の段差解消 (スロープ設置)、手すりの設置、多目的トイレの整備などのユニバーサルデザイン化を進めます。

また、生涯にわたって多様な世代がスポーツに親しむ環境づくりを図る観点から、環境配慮の取り組みと連動した冷暖房の工夫や室内プールの普及など、スポーツ施設の競技及び観戦・応援環境向上の研究や、生活リズムに対応した利用時間など施設利用の仕組みの工夫等を検討します。

主な取組事業 (☆は改訂版の新規事業)

公共スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進
【市民文化スポーツ局】 **再掲**

☆施設利用の効率化等の推進 【市民文化スポーツ局】 **再掲**

基本施策V-5 スポーツ情報の充実

従来、市では市政だよりやホームページ掲載、マスコミを活用した、スポーツイベント・大会等の情報発信のほか、公共スポーツ施設の予約システムの導入による、施設利用の利便性・公平性の確保に努めています。

しかしながら、自らスポーツを「する」だけでなく、スポーツを「みる」、「支える(ボランティア)」など求められる情報内容や、インターネットを活用した情報発信手段も多様化しており、今後は、効率的かつ効果的なスポーツ情報の充実に取り組みます。

主な取組事業**広報活動・情報提供の見直し及び質の向上 【市民文化スポーツ局】**

競技レベルの高いスポーツイベント・大会のみならず、施設管理者(指定管理者)による施設情報やスポーツ教室の開催などの情報提供を充実させるなど、スポーツの魅力を高める戦略的な広報活動・情報提供に努めます。

公共スポーツ施設予約システムの拡充 【市民文化スポーツ局】

ホームページによる、公共スポーツ施設の予約状況や空き状況の確認などができる予約システムについて、導入施設の拡充について検討します。